

南千住町	一	八七	四三二	三〇六	三三四	三一	一〇〇〇	八七	九三三
計	二五	一九八	四〇三	三三八	二〇〇	三六	一〇〇〇	三三三	七七七
合	一八	一四五	四三二	二五五	九五	三五	一〇〇〇	一六三	八三七

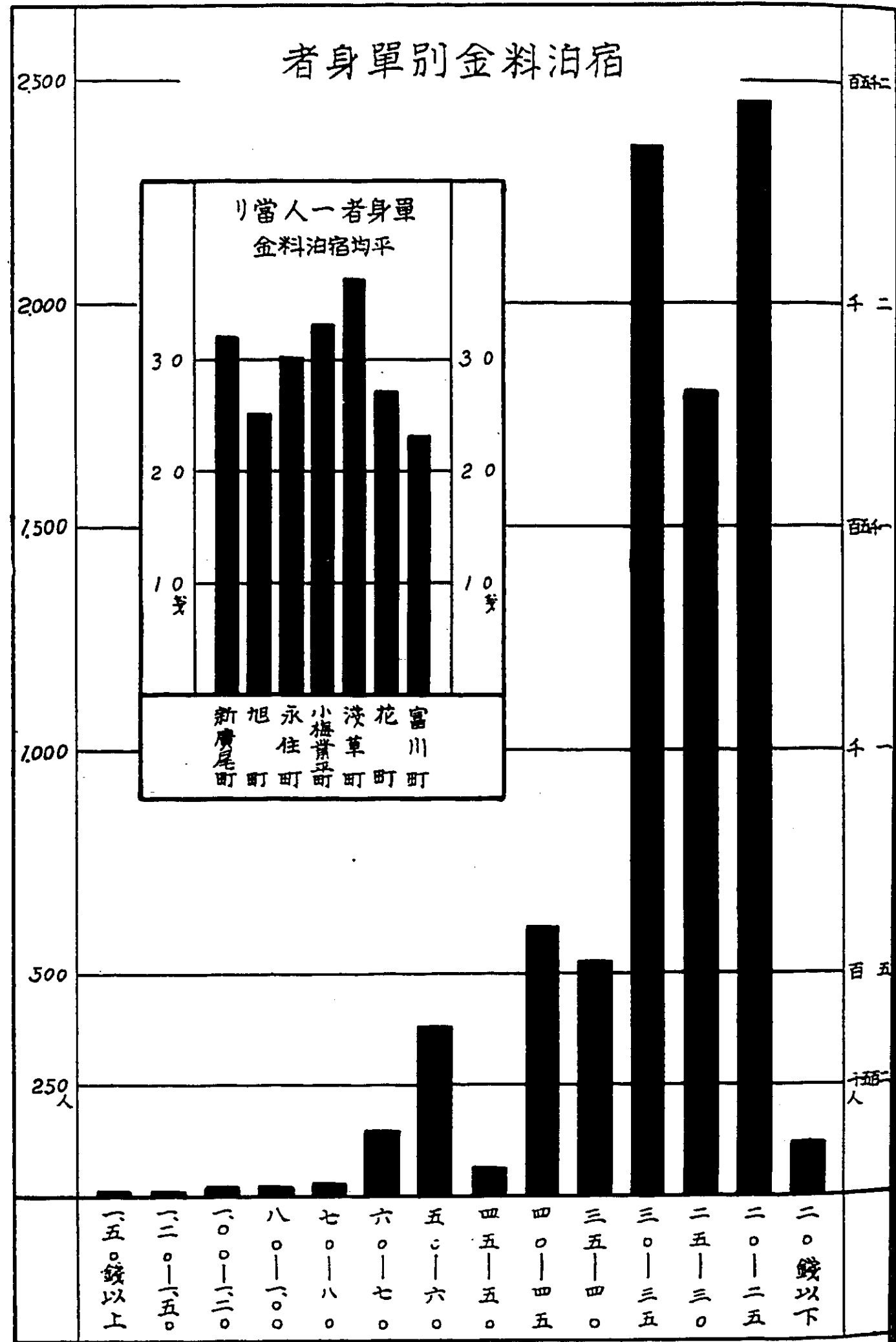
### 第五、宿泊料金

一、木賃宿一戸當り宿泊料金収入 調査當日の宿泊者の宿泊料より推算したる木賃宿四一七戸に於ける調査當日に於ける宿泊料金収入総額は三、五七七圓にして、之が一日當り平均収入は八圓五十八錢、一人當り平均一日宿泊料金は二十五錢、又客室一疊當り一日平均料金は拾九錢なり、而して一日一戸當り収入宿泊料金を算するに、富川町八圓、花町六圓二十六錢、淺草町十一圓三十五錢、小梅業平町八圓九十五錢、永住町八圓五十錢、旭町十圓一錢、新廣尾町九圓二十錢、品川町六圓九十二錢、南千住町十一圓四十三錢にして各地區に依り高低あり、其は主として (一) 宿泊所の大小の多少の如何若は一戸當り宿泊人員の多少に依り (二) 單身止宿者と家族同伴止宿者との多少如何に依り又 (三) 低廉なる宿泊客を歓迎せざる宿の多少若は組合規約に依る宿泊料金の高低に依り各地區夫々の事情を異にす、今之を地區の事實に就き觀るに一戸當り収入宿泊料金の多き旭町(一戸當り十圓)は一戸平均宿泊人多き故にして花町の少なきは(一戸當り六圓二十六錢)其一戸平均宿泊人の少なき故なり、又淺草町(一戸當り十一圓三十五錢)南千住町(一戸當り十一圓四十三錢)の多きは單身宿泊者多く且一夜泊の上客

多き爲めなり、而して新廣尾町(一戸當り九圓二十錢)は家族同伴止宿者多き處なるも一戸當り宿泊人員割合に多きを以て其一戸平均収入亦割合に多く、又富川町(一戸當り八圓)は木賃宿中最も低廉なる宿泊料金を望む客の多數なる處にして従つて其一戸當り収入少なきを觀る、而して全地區を通じて花町の一戸當り六圓二十六錢最も少なく一戸當り収入僅かに六圓餘に過ぎず、蓋し同地區は下等客多く亦一戸當り宿泊人員少なき處なりとす。

二、一人當り宿泊料金 現在に於ける宿泊料金は同業者の約定に依れば、最低は富川町の二十三錢及花町の二十五錢を除けば孰れも三十錢以上にして又滞在客に限り晝寝者は半額を申受け増布團代は最低一枚五錢なり、小兒は普通宿泊料を徴せず又借切の場合は割引をなす事あり、而して従前未だ宿泊料低廉なる時より引續き滞在する客にして今尙現在の規定宿泊料より低額にて宿泊するものあり、故に小兒を加へたる一人當り平均宿泊料は各地區とも組合約定以下なりとす、即ち今回の調査に於て小兒を加へたる一人當り平均宿泊料金を算するに總平均は二十五錢にして其最高は淺草町の三十五錢なりとし、南千住町、小梅業平町の二十九錢永住町の二十七錢等に次ぐ、蓋し孰れも單身止宿者の多き處なり、之に反し家族同伴止宿者の多き旭町、新廣尾町、品川町は孰れも小額にして二十錢若くは二十一錢なり、而して富川町の二十一錢花町の二十三錢亦少額の部に屬す、蓋し此兩地區は最も低廉なる料金を望む宿泊者即ち最下級労働者の多き處なりとす。

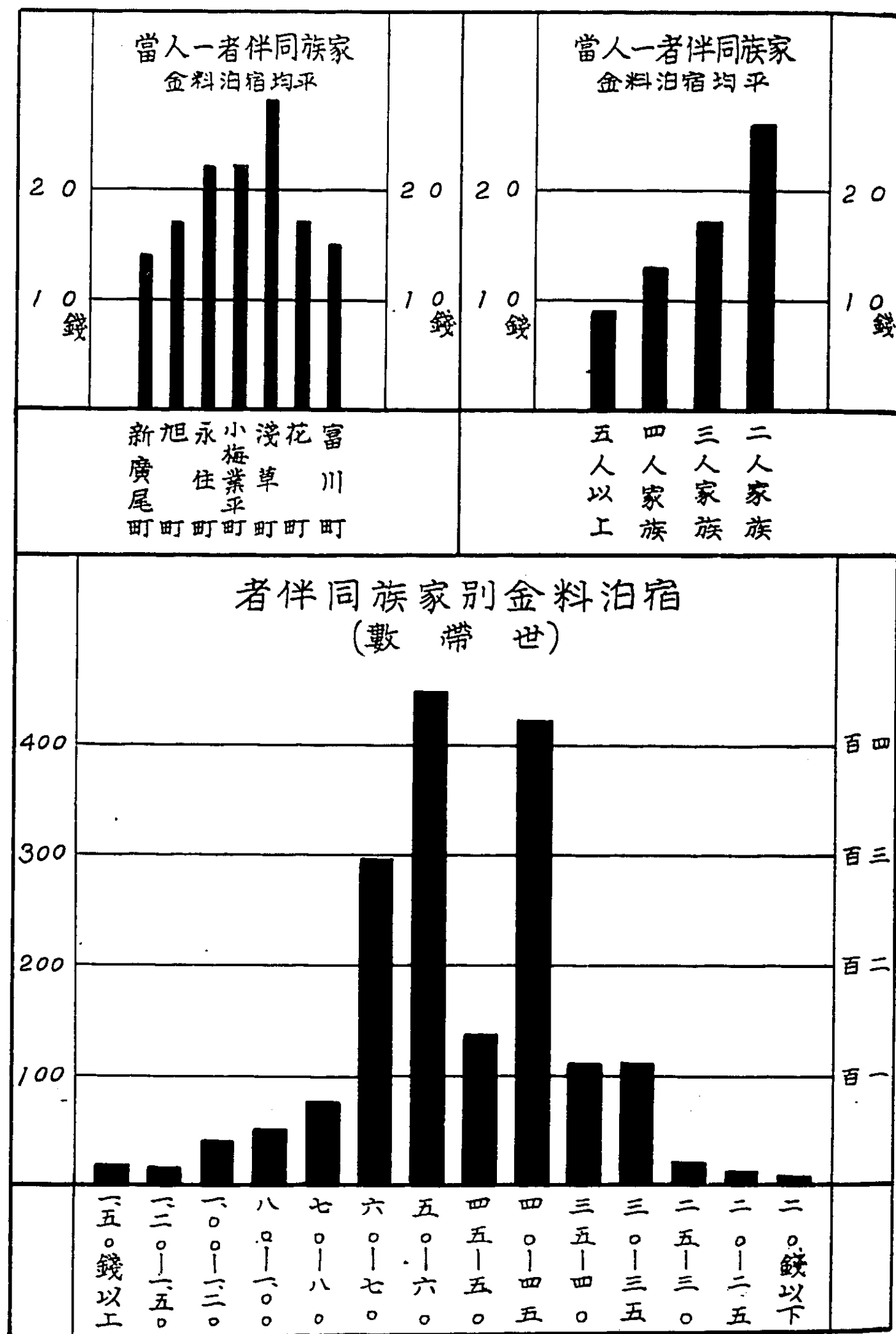
第五圖



(イ) 單身者 單身宿泊者平均宿泊料金は二十九銭にして、之を地區別に觀察するに、淺草町は三十七銭にして最高を示し小梅業平町の三十三銭新廣尾町の三十二銭之に次ぎ富川町の二十三銭最も少なく花町の二十七銭亦少額のものたり。

更に單身宿泊者八、九一〇人に就き宿泊料金を二十銭以下、二十銭以上五十銭迄は五銭階級、五十銭以上八十銭迄は十銭階級、八十銭以上は二十銭若しくは三十銭階級に分ち其數を算するに、二十銭より二十五銭未満のものは二、五七四人、三十銭より三十五銭未満のものは二、四八一人、二十五銭より三十銭未満のものは一、八九四人にして、以上三階級に屬する人員は六、九四九人を算し總人員の七割八分を占む、其他は多きも六百有餘にして一割以上に出づるものなく内二十銭以下の低額宿泊者は一三三人にして又五十銭以上の高額宿泊者は六〇三人なり、而して二十銭以下の少額宿泊者は其多くは知り合同士一團となりて雜居する場合にして又五十銭以上のものは多くは商用其他の爲め上京したるものか又は遊客の一時宿泊したるものなるが如し、今料金別單身宿泊人の割合を地區別に概観し其特殊の事實を擧ぐれば、二十銭以下のものは旭町最も實數割合とも多く二十銭以上二十五銭未満は富川町の六割六分南千住町の四割最も其割合大なるものなりとす、花町、永住町、旭町は二十五銭以上三十銭未満階級最も割合大にして又淺草町、小梅業平町、新廣尾町は三十銭以上三十五銭未満最も割合大なり、而して五十銭以上の高額宿泊者は淺草町を首位とし南千住町、小梅業平町之に次ぎ富川町、花町

圖 六 第



は高額宿泊者の割合少なし、之を表示すれば左の如し。

第三四表 宿泊料金に依り分ちたる單身宿泊者——實數

料 金	富川町	花町	淺草町	小梅	永住町	旭町	新廣	計	品川町	南	千	計	合 計
二〇錢未満	三	元	一	一	一	四	七	二二	一	元	元	三〇	二二
二〇—二五	二九	二九	四	三	五	二〇	三	一〇一	〇	二	元	一三	二、五七
二五—三〇	五六	五三	二	六	二	七	三	一、八〇	四	三	元	二〇	一、八四
三〇—三五	三七	三三	三	八	九	四	一	一、五七	六	一	元	二	二、四八
三五—四〇	三	六	二	七	四	七	七	五七	四	一	元	五	五三
四〇—四五	三	六	二	三	四	五	四	五三	〇	一	元	一	五三
四五—五〇	六	九	三	六	三	五	二	五三	〇	一	元	一	五三
五〇—六〇	三	元	三	六	七	二	二	六六	二	一	元	四	四五
六〇—七〇	一	一	六	二	七	三	四	二七	一	二	元	二	二九
七〇—八〇	一	一	六	一	七	三	二	二七	一	二	元	一	三三
八〇—一〇〇	一	一	八	一	二	一	一	三三	一	三	元	一	三五
一〇〇—一二〇	一	一	二	二	一	一	一	五	一	三	元	一	一八
一二〇—一五〇	一	一	三	一	一	一	一	五	一	三	元	一	五
一五〇錢以上	一	一	一	一	一	一	一	五	一	三	元	一	五
計	二、六二	一、四二	一、六四	一、二〇	五八	四三	二七	八、四七	一五	二六	四八	八、九二〇	

第三五表 宿泊料金に依り分ちたる單身宿泊者——比例

料 金	富川町	花町	淺草町	小梅	永住町	旭町	新廣	計	品川町	南千	計	合計
二〇錢未満	一・二	一・八	〇・一	—	—	一・二	二・五	一・三	〇・七	六・五	四・六	一・五
二〇—二五	三・三	三・〇	三・六	一・七	一・〇	三・七	四・七	二・九	六・六	五・五	二六・一	二六・九
二五—三〇	一・八	三・八	六・六	五・七	五・七	四・五	一〇・八	三・三	三・六	一四・七	二〇・五	二二・三
三〇—三五	七・七	五・九	三・五	六・一	一・九	一・四	三・八	三・二	三・一	二・五	二六・五	二七・九
三五—四〇	二・一	六・四	一・七	六・四	九・三	一・〇	六・一	六・一	二・六	〇・四	一・一	六・〇
四〇—四五	三・二	四・三	五・三	一〇・〇	八・〇	一・三	二・四	七・〇	三・一	六・三	八・七	七・一
四五—五〇	〇・三	〇・六	二・一	〇・五	〇・六	〇・七	〇・七	〇・七	—	—	—	〇・七
五〇—六〇	〇・三	二・一	一・〇	三・三	三・三	五・九	四・〇	四・五	七・二	六・三	六・四	四・七
六〇—七〇	—	〇・一	五・三	二・〇	一・三	〇・七	一・五	一・五	—	〇・七	〇・五	一・四
七〇—八〇	—	—	一・一	—	〇・二	—	〇・七	〇・三	—	〇・三	〇・二	〇・二
八〇—一〇〇	—	—	〇・五	〇・一	〇・四	〇・三	—	〇・二	—	一・一	〇・七	〇・一
一〇〇—一二〇	—	—	〇・六	〇・三	〇・三	—	—	〇・三	—	—	一・一	〇・二
一二〇—一五〇	—	—	〇・三	—	—	—	—	〇・〇	—	—	—	〇・〇
一五〇錢以上	—	—	〇・一	—	—	—	—	〇・〇	—	—	—	〇・〇
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一人平均	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三
宿泊料金	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三	〇.三三

(口) 家族同伴者 家族同伴宿泊者は小兒は通例無料なるを以て其一人當り平均宿泊料金は單身者に比して遙かに小額なり、即ち其一人當り宿泊料金は平均十九錢にして之を家族數に分ち、各其平均額を

算するに二人家族は二十七錢にして單身者の平均二十九錢と大差なきも三人以上は遙かに之より降り、三人は十七錢、四人は十三錢、五人以上は九錢にして家族數を増す毎に遞減す、又其平均に就き地區別に見るに最小なるは新廣尾町の十四錢富川町の十五錢にして南千住町の三十二錢淺草町の二十八錢は其多きものなり、斯く後者の兩地區の平均高きは四人以上即ち小兒を有する家族同伴者の少なき故なりとす、之を表示すれば左の如し。

第三六表 家族同伴者一人平均宿泊料金(單位錢)

家 族 數	富川町	花町	淺草町	小梅	永住町	旭町	新廣	計	品川町	南千	計	合計
二人家族	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三人家族	四	五	三	六	三	三	三	三	三	三	三	三
四人家族	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五人以上	八	九	三	九	三	一〇	九	九	一〇	三	三	三
平 均	五	七	六	三	三	一七	四	九	六	三	三	九

家族同伴宿泊者の一人當り平均宿泊料金が家族數に反比例して遞減せるは前述の如し、今家族同伴宿泊者五、三三〇人を一人當り宿泊料金を十錢以下、十錢以上三十錢迄を五錢階級、三十錢以上四十錢未満及四十錢以上の階級に分ち其の人員數を算するに、十錢以下は四五四人十錢以上十五錢未満は一、六二二人十五錢以上二十錢未満は一、〇二四人二十錢以上二十五錢未満は九八二人二十五錢以上三十錢

未滿は六一〇人三十錢以上四十錢未滿は四二一人四十錢以上は二一七人にして十錢以上十五錢未滿最多にして約三割を占む、又家族數に別ち各階級の割合を見るに、二人家族は二十錢以上二十五錢未滿及二十五錢以上三十錢未滿最も多く兩者合して五割五分を示す、又三人家族は十錢以上十五錢未滿最も多く三割六分を示し十五錢以上二十錢未滿は三割三分二十錢以上二十五錢未滿は二割四分なり、四人家族は十錢以上十五錢未滿のもの六割四分にして殊に其割合大なるを示し又五人以上は殆んど十錢以下及十錢以上十五錢未滿なり、之を表示すれば左の如し。

第三七表 一人當り宿泊料金に依り分ちたる家族同伴者人員

料金	實數					比				
	二人家族	三人家族	四人家族	五人以上家族	計	二人家族	三人家族	四人家族	五人以上家族	計
一〇錢未滿	六	二	五	三	一六	〇・三	一・五	六・四	四・〇	八・五
一〇—一五	四〇	五九	五二	七三	一六四	二・〇	三・五	三・二	五・二	一三・九
一五—二〇	一五	五〇	一〇	二六	九一	一・一	二・四	〇・四	三・九	九・八
二〇—二五	五	二九	二〇	七	六一	〇・三	一・一	〇・五	一・九	三・八
二五—三〇	五	二	八	一	一六	〇・二	〇・三	〇・五	〇・一	一・一
三〇—四〇	四	五	四	一	一四	〇・二	〇・三	〇・五	〇・一	一・一
四〇錢以上	一六	二	一	一	一九	一・三	一・三	一・一	一・一	四・八
計	一〇一〇	一三九	八四	八七	一、三〇〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	四〇〇・〇

尙参考の爲め家族者の世帯を單位として料金(五錢階級)別に割合を算するに、各家族數階級とも五十

錢以上六十錢未滿及四十錢以上四十五錢未滿最多なり。

又地區別に家族を單位としたる宿泊料金別に家族數を算するに各地其割合に相違あり、即ち各地區に於ける其最多なる階級と割合を擧ぐれば富川町は四十錢以上四十五錢未滿の約四割、花町は四十錢以上四十五錢未滿及五十錢以上六十錢未滿の各約三割、淺草町、小梅業平町は六十錢以上七十錢未滿の各約三割、永住町、旭町、新廣尾町は五十錢以上六十錢未滿の三割乃至五割、品川町は六十錢以上七十錢未滿の四割二分、南千住町は三十五錢以上四十錢未滿の二割一分其最多數のものたり、全體を通じて淺草町、南千住町、小梅業平町に高額の宿泊料を拂ふもの多し、斯く家族同伴者にして比較的高額の宿泊料を支拂ふものは主として商用又は見物の爲め上京したるものが一時宿泊するものにして労働者は概して子女の多少如何に依らず多くの場合年少子女の分として宿泊料を支拂はず且一般に低廉なる料金にて宿泊するもの多し、之を表示すれば左の如し。

第三八表 家族を單位としたる宿泊料金別家族數——實數

料金	富川町	花町	淺草町	小梅業平町	永住町	旭町	新廣尾町	計	品川町	南千住町	計	合計
二〇錢未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇—二五	二	二	—	—	—	—	—	四	三	—	—	三
二五—三〇	七	五	三	—	—	—	—	一〇	—	—	—	一三
三〇—三五	四	三	九	九	五	—	—	一三	二	—	—	一七

三五—四〇	五	三	四	七	二	四	六	二二	一	六	七
四〇—四五	一四	一六	一三	一四	一	一七	一四	一四	一	三	二七
四五—五〇	四	元	三	六	一	三	一	三	一	五	一四
五〇—六〇	五	一六	五	五	元	一六	七	四	一	五	一四
六〇—七〇	六	四	六	六	元	五	七	四	一	四	一四
七〇—八〇	四	八	元	三	三	二	一	一	一	一	一七
八〇—一〇〇	五	一	三	五	一	六	一	一	一	一	一七
一〇〇—一二〇	一	一	三	六	二	一	一	一	一	一	一七
一二〇—一五〇	二	一	六	三	一	一	一	一	一	一	一七
一五〇錢以上	一	一	四	二	一	二	一	一	一	一	一七
計	六六	三六	三三	三〇	六	三三	一七	二〇	二	一	一七

第三九表 家族を單位としたる宿泊料金別家族數——比例

料 金	富川町	花町	淺草町	小梅	永住町	旭町	新廣	計	品川町	南千	計	合計
二〇錢未満	—	〇・一	—	—	—	—	一六	〇・二	—	—	—	〇・二
二〇—二五	〇・八	〇・五	—	—	—	—	三二	〇・五	—	—	—	二・一
二五—三〇	一・七	一・四	一・〇	〇・五	—	—	一六	一・一	—	—	—	三・五
三〇—三五	一〇・八	八・七	三・一	三・三	五・二	〇・五	二二	六・三	一・八	六・九	二・九	六・一
三五—四〇	一四・一	九・〇	一・三	二・五	二・一	一・九	四・九	六・三	〇・九	二〇・七	五・〇	六・二
四〇—四五	六・七	二・五	二・九	一・五	一・〇	二・六	一・九	三・八	二・七	一〇・三	三・二	三・九

四五—五〇	一・三	七・九	四・四	九・三	一・〇	六・一	九・七	七・九	四・六	—	三・六	七・五
五〇—六〇	一四・八	二六・〇	一七・七	三・一	二八・八	五〇・三	二八・八	三三・七	一三・八	二九・五	二六・二	—
六〇—七〇	六・〇	一〇・九	二五・三	二六・六	三三・七	八・九	三三・七	一六・七	四・八	—	三三・一	一七・九
七〇—八〇	一・〇	二・二	九・九	七・一	二二・二	一・〇	〇・八	四・三	〇・九	—	〇・七	四・〇
八〇—一〇〇	一・三	—	七・三	五・三	—	二・八	三・三	二・九	〇・九	二〇・三	二・九	二・九
一〇〇—一二〇	—	〇・三	七・三	五・七	二・一	—	〇・八	二・三	—	三・八	二・九	二・四
一二〇—一五〇	〇・五	〇・三	二・一	一・一	一・〇	—	—	〇・七	—	六・九	一・四	〇・八
一五〇錢以上	—	—	四・八	〇・七	一・〇	—	—	一・一	—	三・八	二・九	一・三
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

三、細民家族と木賃宿泊との關係 今回等の調査に於て木賃宿泊家族同伴者は一、九一二世帯人員五、三三〇人あり、内商用又は見物等の爲め、上京し一時宿泊せしもの少數あるも大部分は下級労働者にして其數少なしとせざるが、家族同伴者を置く木賃宿は今尚は家屋古陋にして寢具等汚惡のもの多く、且宿泊人は二疊若くは三疊等小室に多數同居し其一人當り疊數の如き一疊に満たざる状態にして衛生上風紀上甚だ寒心に堪えざるものあり、之に加ふるに一面木賃宿業者は所得の増加を圖らむが爲め子女を伴ふ家族同伴者より單身者を歓迎し又家族同伴者は寢具宿泊室等を汚損し炊事其他に於て煩累多きを以て其止宿を喜ばず、増改築毎に家族同伴者を宿泊する宿舍次第に減少する傾向あり、他面家賃の高騰と都市計畫に伴ふ貧民長屋の取拂の結果益々細民をして住宅難に陥らしめ爲に非衛生家屋に

同居者増加し又木賃宿に宿泊するものの増加するは必然の勢にして、一度木賃に宿泊せんか再び借家又は世帯を構ふる資金に充つる財蓄を得る難事あり、されば是等木賃宿泊家族同伴者竝に都下細民の爲め低廉にして衛生的なるアパートメントハウス若くは寢具付長屋の設置は都市に於て特に緊喫須要なる施設ならんか。

四、宿泊室一疊當り宿泊料金 木賃宿に於ける宿泊室一疊當り料金は市部二十錢郡部十九錢なり、而して地區別に觀れば淺草町は二十五錢にして最高を示し小梅業平町の二十三錢之に次ぎ最少は花町、旭町の各十七錢なりとす、今参考の爲め宿泊所數、宿泊室數、宿泊人員及宿泊料金を表示すれば左の如し。

第四〇表 一疊當り竝に一人當り宿泊料金

地 區	宿泊所數	宿泊室數	單身者	家族	一戸平均總	宿泊料金					
						一疊當り一人當り	一疊當り一人當り				
宿川町	一六	一、五五	四八、三五	二六二	一、五五	八・〇〇	〇・三三	〇・二八	一・三		
花 町	八	一〇三	三、四〇	一、二二	九六	三・七四	五・二九	六・六	〇・三三	〇・七	一・三
淺草町	七	一、八	三、二五	一、六四	七三	三・七	八・六五	二・五	〇・五五	〇・五	一・四
小梅業平町	三	七七	三、九三	一、〇〇	七六	三・四	五・五三	八・九	〇・二九	〇・三三	一・二
永住町	三	二〇	一〇、九五	五八	二二	三・二	三・三	八・五〇	〇・七	〇・九	一・四
旭 町	三	四四	三、四〇	四三	三三	三・二	三・三	一〇・〇一	〇・三〇	〇・七	一・二

新廣尾町	計	品川町	南千住町	計	合 計	
					合 計	合 計
六	三三	八、二六	二七	四一	四二	四二
三、九六	五、九八	一、九八	八、四三	四、九六	四、九六	四、九六
二五	一、五	五、八三	一、五三	三、四	三、四	三、四
九	三六	五、〇五	一、六	七〇	五、九六	一〇、八七
三	三三	一〇、九四	四六	四四	三、五	二〇、六三
四七	五、八三	一、八〇、三三	八、九〇	五、三〇	三、一、三、七、七、三	八、五八
						〇・三三
						〇・二八
						〇・三三
						〇・二
						一・三

第六、浴槽、便所竝用水

今回調査したる木賃宿に於ける設備等に關し二三の事項を以下少しく述べべし。

一、浴槽の有無に依り分ちたる木賃宿數 市内木賃宿を浴槽の有無に依り分つに、浴槽を有するは三五四戸にして九割に當り其無きものは三九戸にして一割に當れり、而して永住町、旭町は全部浴槽を有し浴槽を有せざる木賃宿の割合に多きは淺草町なりとす、又郡部に屬する品川町、南千住町は孰れも浴槽を有せざるもの、割合殊に多し、概して労働者は勞役の關係上日々入浴の必要あり故に浴槽を有する木賃宿に於ては新客の外滞在客は大低日々入浴すと謂ふ、只石鹼を使用するもの少なし、今地區別に浴槽の有無に依り分ちたる木賃宿數を示せば左の如し。

第四一表 浴槽の有無に依り分ちたる木賃宿數



地 區	實 數				計	比 例			
	有	無	計	有		無	計		
富川町	九七	一一	一〇八	八九・八	一〇・二	一〇〇・〇			
花 川町	八〇	八	八八	九一・〇	九・〇	一〇〇・〇			
淺 草町	六二	一一	七三	八四・九	一五・一	一〇〇・〇			
小梅業平町	五四	八	六二	八七・一	一二・九	一〇〇・〇			
永 住町	二五	一	二五	一〇〇・〇	一	一〇〇・〇			
旭 町	二一	一	二一	一〇〇・〇	一	一〇〇・〇			
新 廣 尾町	一五	一	一六	九三・八	六・二	一〇〇・〇			
計	三五四	三九	三九三	九〇・一	九・九	一〇〇・〇			
品 川町	八	七	一五	五三・三	四六・七	一〇〇・〇			
南 千 住町	七	二	九	七七・八	二二・二	一〇〇・〇			
計	一五	九	二四	六二・五	三七・五	一〇〇・〇			
合 計	三六九	四八	四一七	八八・五	一一・五	一〇〇・〇			

二、便所數に依り分ちたる木賃宿數 木賃宿に於て便所數の多少(其場所數)は主として其家屋の大小と構造とに依る、今便所數に依り各其木賃宿數を算するに一箇所のもの二八九戸、二箇所のもの八四戸三箇所のもの一四戸、又四箇所以上のもの六戸あり、内一箇所のもの最も多く其割合は約七割なり、而して一箇所のもの、割合最も多きは富川町にして旭町は一箇所のものより二箇所及三箇所のもの多

し、之を表示すれば左の如し。

第四二表 便所數に依り分ちたる木賃宿數

地 區	實 數				計	比 例			
	一箇所	二箇所	三箇所	四箇所以上		一箇所	二箇所	三箇所	四箇所以上
富川町	一〇三	六	一	一	一〇八	九八・五	五・六	一	〇・九
花 川町	五五	三	一	三	六二	九〇・八	三〇・七	一・一	三・四
淺 草町	三三	三	二	一	三九	九七・五	二七・八	二・七	一
小梅業平町	二〇	二	二	一	二五	七六・〇	二六・一	三・三	一・六
永 住町	一〇	三	二	一	一六	四〇・〇	五三・〇	八・〇	一
旭 町	六	八	六	一	二一	二八・六	二八・一	二六・六	四・七
新 廣 尾町	八	七	一	一	一六	五〇・〇	四三・七	六・三	一
計	二九	二七	一四	六	七六	七五・五	二二・四	三・六	一・五
品 川町	九	五	一	一	一六	六〇・〇	三三・三	六・七	一
南 千 住町	四	四	一	一	一〇	四四・四	四四・四	二・一	一
計	三三	九	二	一	四五	五三・二	三七・五	八・三	一
合 計	三〇三	五五	六	六	三七〇	七三・四	三三・三	三・九	一・四

三、共同炊事場の有無に依り分ちたる木賃宿數 茲に謂ふ共同炊事場は宿泊客専用のもの特設したるものみに非らずして家人共用の場合をも含むを以て木賃宿に於ける共同炊事場の有無は自炊客を止宿せしむると否と若は自炊客の有無に依るものなり、而して木賃宿は概ね家族同伴止宿者あるを以

て従つて大半共同炊事場を有す、即ち市内は三九三戸の内共同炊事場を有するものは三一二戸にして約八割に當り其無きものは八一戸約二割に過ぎず。

更に之を地區別に兩者の割合を観るに家族同伴者の多き永住町、旭町、新廣尾町、品川町は殆んど全部自炊客を宿泊せしめ従つて共同炊事場を有する宿屋にして共同炊事場無き宿屋の比較的多きは短期宿泊者の多き淺草町にして其數三四戸其割合は四割七分なり、之を表示すれば左の如し。

第四三表 共同炊事場の有無に依り分ちたる木賃宿數

地 區	實 數		比 例	
	有	無	有	無
富 川 町	九六	一一	八八・九	一一・一
花 町	七〇	一八	七九・五	二〇・五
淺 草 町	三九	三四	五三・四	四六・六
小梅業平町	四六	一六	七四・二	二五・八
永 住 町	二五	一	一〇〇・〇	—
旭 町	二一	—	一〇〇・〇	—
新廣尾町	一五	一	九三・八	六・二
計	三二二	八一	七九・四	二〇・六
品川町	一五	—	一〇〇・〇	—
南千住町	七	二	七七八	二二二
計	二二	二	九一・七	八・三
合 計	三三四	八三	八〇・一	一九・九
			四一七	—
			八〇・一	一九・九
			一〇〇・〇	—

四、用水 茲に謂ふ用水とは飲料水のみに限らるに非らず、今木賃宿に於ける用水を観るに大半水道使用にして井戸水使用のもの少なし、即ち水道使用戸數は三一八戸其割合八割井戸使用のものは三三戸其割合八分にして又兩者併用のものは四二戸其割合は一割なり、而して水道の全く無きは旭町にして又井戸の全く無きは富川町なり、其品川町、南千住町に水道無きは郡部に屬するが爲なり、之を表示すれば左の如し。

第四四表 用水に依り分ちたる木賃宿數

地 區	實 數		比 例	
	水道	井戸併用	水道	井戸併用
富 川 町	二〇	—	一〇〇・〇	—
花 町	全	—	六九	一・一
淺 草 町	七	—	九七	二・七
小梅業平町	七	—	五七	二〇・三
永 住 町	—	三	八〇	二〇・〇
旭 町	—	三	—	一〇〇・〇
新廣尾町	—	—	—	—
計	三六	三	八二〇	一〇・三
			八三	—
			一〇・三	—
			一〇〇・〇	—

品川町	1	5	1	5	100.0	100.0	100.0
南千住町	1	9	1	9	100.0	100.0	100.0
合計	38	56	14	58	100.0	100.0	100.0

備考 △は水道の専用と共用及井戸の専用とを併用するものなり

更に専用共同に依り分つに水道は大半専用のものにして其數二九六戸（内二三戸は井戸併用のものなり）又共同水道使用のものは六四戸（内井戸併用のもの一九戸）なり、而して井戸は専用のもの二六戸（内水道併用一二戸）共同のもの七〇戸（内水道併用三〇戸）にして井戸は共用のもの多し、之を表示すれば左の如し。

第四五表 用水の専用共用に依り分ちたる木賃宿數

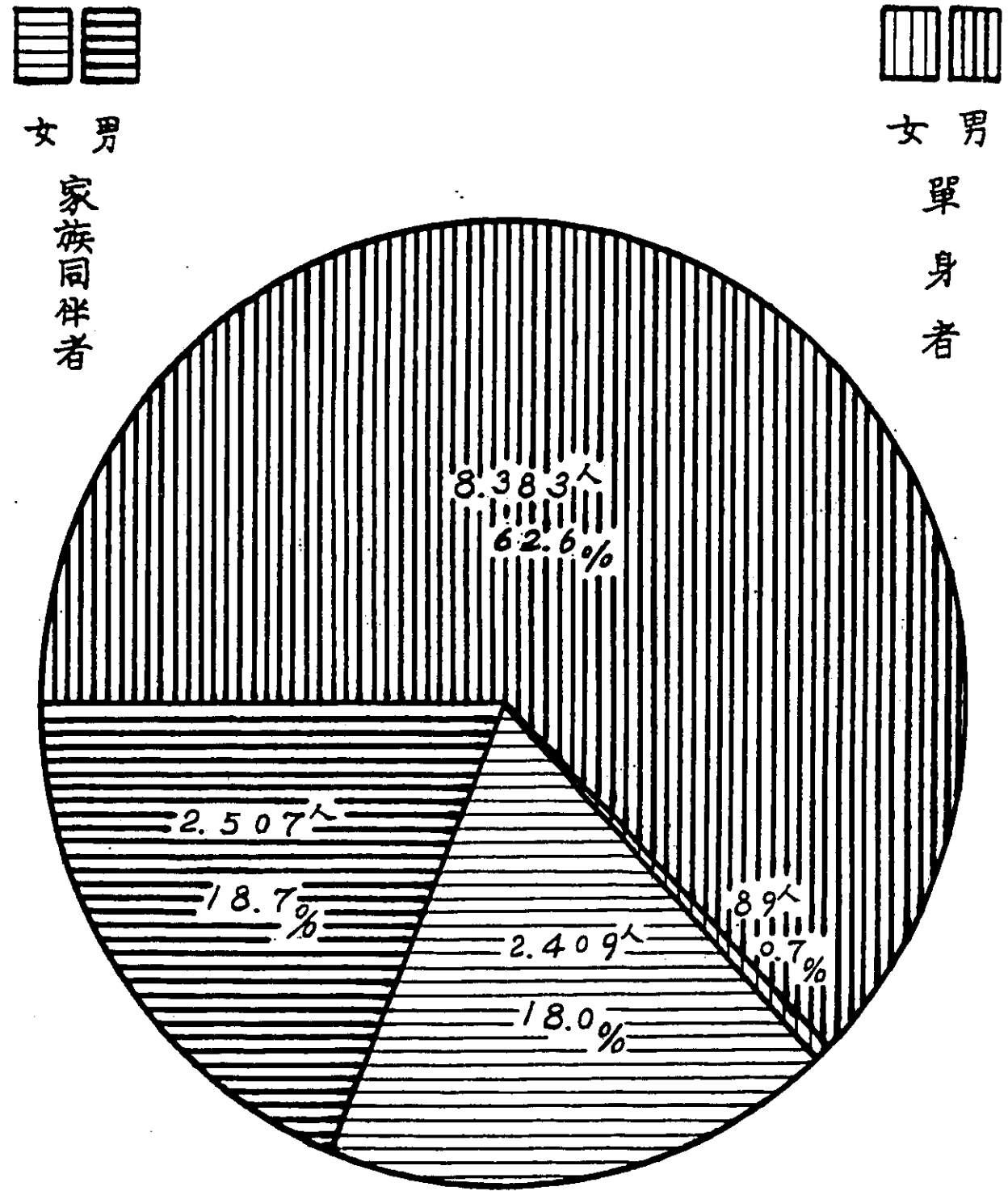
地区	水道			井戸		
	専用	共同	計	専用	共同	計
地蔵町	1	9	10	1	1	2
花見町	1	7	8	1	1	2
浅草町	0	2	2	2	1	3
小梅柴平町	0	6	6	5	1	6
永住町	2	1	3	3	9	12
合計	38	56	94	58	100	158

地区	水道			井戸		
	専用	共同	計	専用	共同	計
旭町	1	1	2	1	1	2
新廣尾町	2	2	4	3	1	4
品川町	1	1	2	3	3	6
南千住町	1	1	2	2	7	9
合計	5	5	10	10	13	23

備考 ×印は井戸若くは水道併用のものを再掲せしものなり

第七圖

木賃宿泊人別種人別(市内)



一、国籍及民籍別 今回調査したる木賃宿泊人を国籍別及民籍別に見るに外國人は支那人のみにして他は皆内地人及朝鮮人なり、即ち市部に於ける宿泊人一三、三八八人の内、内地人は一三、二三〇人にして朝鮮人は一四四人又支那人は一四人に過ぎず、而して郡部の品川町及南千住町は合して内地人は八一〇人朝鮮人、支那人は各二一人なり、今朝鮮人及支那人に就き地區別に観るに朝鮮人の最も多きは市内に於ては富川町の六四人にして次いで多きは淺草町の二五人及旭町の一八人なりとす、支那人は富川町の一三人の外花町に一人あるのみ、又品川町は朝鮮人のみにして二〇人を算し南千住町は朝鮮人は僅かに一人に過ぎざるも支那人は二一人を數ふ、而して朝鮮人、支那人とも殆ど皆單身者の男のみにして女は朝鮮人に六人あるのみ、概して支那人は行商人にして労働者の宿泊殆どなし蓋し支那人労働者は最低経費の生活に甘んずるを以て彼等は比較的低廉なる家を借り共同合宿するが爲めなりとす、今之を表示すれば左の如し。

第四六表 国籍に依り分ちたる木賃宿泊人

第二編 宿泊人

第一、宿泊人種別

地 區	宿泊所數	内地人		朝鮮人		支那人		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
富川町	二〇	三、七三	五七	四、〇九	三	三	一	三、五五七	五九
花 町	六	一、八〇	五三	二、三三	一	一	一	一、九〇四	二〇七
淺草町	五	二、〇〇	五九	二、五九	一	一	一	二、〇七	三五
小梅葉平町	三	一、五三	二七	一、八〇	一	一	一	一、五八	二六六
永住町	五	四〇	二五	六五	一	一	一	四〇	二六
旭 町	三	三三	三三	六六	一	一	一	三三	一〇四
新成尾町	六	四七	二八	七五	一	一	一	四〇	二〇八
計	三三	一〇、七六	二、九四	一三、七〇	四	四	四	一〇、八九	二、四七
品川町	五	三三	二五	五八	三	一	一	三三	一七
南千住町	九	五九	三	六二	一	一	一	三三	四六
計	一四	九二	二八	一二〇	一	一	一	五五〇	三五
合 計	四七	二、二七	三、六六	五、九三	六	五	五	二、五二	二、四二〇

二、單身者と家族同伴者 今回調査したる木賃宿に於ける宿泊人一四、二四〇人の内單身者は八、九一〇人家族同伴者は五、三三〇人にして其割合單身者は約六割家族同伴者は約四割に當る、内市部は單身者八、四七二人家族同伴者四、九一六人又郡部の品川町、南千住町は合して單身者四三八人家族同伴者四一四人にして其割合市部は單身者六三・三〇家族同伴者三六・七〇又郡部は單身者五一・四〇家族同伴者四八・六〇にして市部は郡部より單身者の割合大なり、更に地區別に兩者の割合を觀るに單身者

の割合大なるものは南千住町の八〇%富川町の七二%浅草町の七一%にして單身者の割合小なるは品川町の三一%を最とし旭町、新廣尾町の四〇%にして孰れも單身者は半數以下なり、其他の小梅業平町、花町、永住町の三區は單身者の割合は五九%乃至六六%にして孰れも家族同伴者より單身者の割合稍々大なり、是に依り之を觀れば單身者の割合多きは南千住町、富川町、浅草町の順にして又家族同伴者の割合多きは品川町、旭町、新廣尾町の三區なり、之を表示すれば左の如し。

第四七表 單身者と家族同伴者に分ちたる木賃宿泊人

地 區	實 數		比 例	
	單身者	家族同伴者	單身者	家族同伴者
富川町	二、六二	一、一五	七・七	二六・三
花 町	一、二二	九、六	五・六	四・四
浅草町	一、六五	七、三	七・六	二九・四
小梅業平町	一、〇〇	七、六	六・七	二八・三
永住町	五、八	三、三	六三	三三・七
旭 町	三、三	六、三	三三・九	六〇・一
新廣尾町	二、七	四、一	四〇・三	五七・七
計	八、四三	四、九六	三三・三	三三・七
品川町	一、五	三、二	三〇・七	六三・三
南千住町	六、六	七、〇	八〇・三	一九・七
合 計	四、六	一、五	五・四	四八・六
計	八、九〇	五、三〇	二四・四〇	三七・五

三、家族數に分ちたる家族同伴者 一、家族連を一世帯と見做し其數を算するに、市部は一、七七三世帯家族人員四、九一六人南千住町、品川町は合して一三九三世帯家族人員四一四人合計一、九一二三世帯家族人員五、三三〇人なり、今市部を合したるものを世帯人員の階級に分ち其世帯數並に家族人員を算するに、二人世帯は一、〇〇五世帯二、〇一〇人、三人世帯は五四三世帯一、六二九人、四人世帯は二〇一世帯八〇四人、五人世帯は一一三世帯五六五人、六人世帯は三八世帯二二八人、七人世帯は五世帯三五人、八人世帯は四世帯の三二人、九人世帯は三世帯の二七人なり、又其世帯構成人員階級に於ける割合を觀るに世帯數は二人世帯は五二・六% 三人世帯は二八・四% 四人世帯は一〇・五% 五人世帯は五・九%にして家族數を増す毎に約半分に遞減し六人以上は孰れも遙かに少なくして合して二・六%に過ぎず、又人員の割合は二人世帯は三八%、三人世帯は三一%にして兩者の合計は家族者總數の約七割を占め宿泊人總體の二割五分に當れり、而して四人世帯以上は全部を合せて家族者總數の約三割なり即ち木賃宿泊家族同伴者は小人數家族のもの多く多人數家族のもの少なし、更に市部と郡部の南千住町及品川町を合したるものと比較するに市部は小人數世帯の割合多く郡部は市部に比し稍多人數家族の割合大なり、是れ品川町が子女多き家族の多數ある爲なりとす、之を表示すれば左の如し。

第四八表 家族構成人員に依り分ちたる木賃宿泊家族同伴者

家族數	實 數		比 例	
	市 部	郡 部	市 部	郡 部
二人家族	九二	一、〇〇	一八・三	三三・一
三人家族	一、〇〇	一、八三	二二・〇	三三・〇
四人家族	一、〇〇	一、八三	二二・〇	三三・〇
五人家族	一、〇〇	一、八三	二二・〇	三三・〇
六人以上	一、〇〇	一、八三	二二・〇	三三・〇
計	三、九二	五、五三	三三・三	三七・七

三人家族	154	5	159	153	17	156	24	161	24	163	28	163	30
四人家族	123	9	132	78	54	82	103	105	148	143	148	151	151
五人家族	101	3	104	55	49	54	57	86	59	103	145	106	106
六人家族	54	4	58	24	24	36	19	29	20	41	58	43	43
七人家族	5	1	6	3	3	6	3	3	3	3	3	3	3
八人家族	4	1	5	3	3	6	3	3	3	3	3	3	3
九人以上	2	1	3	8	9	17	0.1	0.7	0.1	0.4	1.2	0.5	0.5
計	1,773	15	1,788	496	444	530	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

更に家族数の階級に分ち地区別に其人員の割合を観るに二人連のものに於て割合に多きは南千住町及浅草町にして最も少なきは新廣尾町なり、三人世帯に於ては花町最も割合多く新廣尾町最も割合少し、而して四人以上の世帯に於ては二人世帯及三人世帯の場合と反對に新廣尾町最も多く南千住町及浅草町最も少なし、今家族数の階級に分ちたる宿泊人員を表示すれば左の如し。

第四九表 家族数の階級に依り分ちたる宿泊人員——實數

地 區	二人家族	三人家族	四人家族	五人家族	六人家族	七人家族	八人家族	九人以上	計
新廣尾町	182	153	76	55	24	7	3	1	412
品川町	6	9	3	6	8	3	3	9	49
南千住町	22	27	7	6	3	1	1	9	72
合 計	210	195	86	66	35	11	7	27	530
富川町	24	33	14	15	6	4	8	9	129
花 町	33	37	12	15	6	1	1	1	106
浅草町	40	36	12	10	6	1	1	1	101
小梅柴平町	36	33	10	10	8	1	1	1	79
永 住 町	22	26	4	5	3	1	1	1	59
旭 町	10	15	2	2	1	1	1	1	33

地 區	二人家族	三人家族	四人家族	五人家族	六人家族	七人家族	八人家族	九人以上	計
新廣尾町	182	153	76	55	24	7	3	1	412
品川町	6	9	3	6	8	3	3	9	49
南千住町	22	27	7	6	3	1	1	9	72
合 計	210	195	86	66	35	11	7	27	530
富川町	24	33	14	15	6	4	8	9	129
花 町	33	37	12	15	6	1	1	1	106
浅草町	40	36	12	10	6	1	1	1	101
小梅柴平町	36	33	10	10	8	1	1	1	79
永 住 町	22	26	4	5	3	1	1	1	59
旭 町	10	15	2	2	1	1	1	1	33

第五〇表 家族数の階級に依り分ちたる宿泊人員——比例

地 區	二人家族	三人家族	四人家族	五人家族	六人家族	七人家族	八人家族	九人以上	計
新廣尾町	33.0	27.5	12.6	9.3	4.3	1.2	0.7	0.2	100.0
品川町	12.0	18.0	6.0	12.0	16.0	6.0	6.0	18.0	100.0
南千住町	30.0	37.5	9.7	8.3	4.1	1.4	1.4	12.6	100.0
合 計	39.6	36.6	15.1	12.5	6.6	2.1	1.3	5.0	100.0
富川町	18.6	26.7	10.8	11.6	4.6	3.1	6.4	7.0	100.0
花 町	30.6	34.5	11.3	14.3	5.7	1.0	1.0	1.0	100.0
浅草町	39.6	35.6	11.9	10.0	5.9	1.0	1.0	1.0	100.0
小梅柴平町	45.6	41.3	12.7	12.7	10.0	1.3	1.3	1.3	100.0
永 住 町	37.0	44.1	6.7	8.3	5.0	1.7	1.7	1.7	100.0
旭 町	30.3	45.2	6.1	6.1	3.0	3.0	3.0	3.0	100.0
新廣尾町	33.0	27.5	12.6	9.3	4.3	1.2	0.7	0.2	100.0
品川町	12.0	18.0	6.0	12.0	16.0	6.0	6.0	18.0	100.0
南千住町	30.0	37.5	9.7	8.3	4.1	1.4	1.4	12.6	100.0
合 計	39.6	36.6	15.1	12.5	6.6	2.1	1.3	5.0	100.0

四、體性 今回調査したる木賃宿泊者一四、二四〇人を男女別に算すれば、男は一一、五四一人、女は

二、六九九人にして男百人に對し女二三人の割合なり、而して單身者に於ては殆んど男のみにして其數八、八一〇人にして女は僅かに一〇〇人に過ぎず、單身女の最も多きは小梅業平町の二二人なりとす、又家族連宿泊者は男二、七三一人女二、五九九人にして男百に對し女九五人の割合なり、今家族同伴者に就き男百に對し女の割合を家族數の階級に分ち算するに女の男より大なるは四人家族にして男百に對し女一〇六の割合なり他は皆男より女の數少なし、即ち男百に對する女の割合は二人家族は八九人、三人家族は一〇〇人、五人家族は九二人、六人家族は九六人の割合なり、之を表示すれば左の如し。

第五一表 體性別木賃宿泊人

地 區	男		女		計	男百に對する女の數
	男	女	男	女		
宮川町	二、九四四	一七	二、九六一	〇・六		
花 町	一、四〇一	一〇	一、四一一	〇・七		
淺草町	一、六六八	一六	一、六八四	一・〇		
小梅業平町	一、二七八	二二	一、二〇〇	一・九		
永住町	五〇八	一〇	五一八	二・〇		
旭町	四一二	九	四二一	二・二		
新廣尾町	二七二	五	二七七	一・八		
計	八、三八三	八九	八、四七二	一・一		
品川町	一四三	九	一五二	六・三		
南千住町	二八四	二	二八六	〇・七		

者 計	家 族 同 伴 者							者 計
	合 計	二 人 家 族	三 人 家 族	四 人 家 族	五 人 家 族	六 人 家 族	七 人 家 族	
八、八一〇	一、〇六六	八一五	三九一	二九五	一一六	一八	二、七三一	一一、五四一
一〇〇	九四四	八一四	四一三	二七〇	一一二	一七	二、五九九	二、六九九
八、九一〇	二、〇一〇	一、六二九	八〇四	五六五	二二八	三五	五、三三〇	一四、二四〇
一・一	八八・五	九九・八	一〇五・六	九一・五	九六・五	九四・四	九五・一	二、三・三

五、遊方居住人の一時宿泊者 今回の調査に於て地方に居住し單に見物又は商用等の爲め一時宿泊したるもの凡て一九六人にして總宿泊人一四、〇四四人に對し一・四〇に過ぎず内單身者一三四人家族同伴者は六二人なり、而して家族同伴者は世帯主及其配偶者は五三人其他の家族は九人にして子女を伴ふものは少なし。

之を男女に分つに家族同伴者は男三三人、女二九人にして男女略々同數なるも單身者は男一二二人、女一二人にして男は女に比し遙かに其數多し。



更に地區別に之を見るに淺草町最も多く其數單身者七六人家族同伴者三六人合計一二二人にして全數の約半數以上を占め其他の地區は之より遙かに降り小梅業平町稍々其多きものたり、今其數を表示すれば左の如し。

第五二表 地方居住者の一時宿泊者

地 區	單身者	家 族 同 伴 者		合 計
		世帯主及 其配偶者	其他の家族	
富川町	一二	—	—	一二
花 草町	四	二	—	七
淺草町	七六	三〇	六	一一二
小梅業平町	一五	一八	—	三三
永 住町	一六	—	—	一六
旭 町	—	—	—	—
新 廣 尼町	一	—	—	一
品 川 町	一三二	五	八	一四〇
南 千 住 町	—	—	—	—
計	二	二	—	四
計	一三二	二九	—	一六一
合 計	一三四	二四	九	一五七

第二、世帯に於ける地位

今回の調査に於ける木賃宿泊家族同伴者一、九一二世帯に属する人員五、三三〇人を世帯に於ける地位に依り分つに世帯主は一、九一〇人(外一時不在者二人あり)にして家族は三、四二〇人なり、即ち世帯主一人に就き家族一人八分の割合なり世帯主は男一、八七七人女三三三人にして男世帯主百に對し女世帯主二の割合なり、更に世帯主以外の家族を (一)世帯主の配偶者 (二)世帯主及其配偶者の直系尊族 (三世帯主及其配偶者の直系卑族 (四)世帯主の傍系者及其配偶者 (五)其他に依り分つに世帯主の配偶者は一、六九四人あり全部女にして男一人も無し、此は女世帯主三三三人の内二六人は死別者、離別者若は未婚者にして有配偶者七人あるも其配偶者たる男と同居せざるもののみなる故なりとす。

又世帯主及其配偶者の直系尊族は四五人にして其數少なし、之を男女に分つに男八人、女三七人にして男少なし、又世帯主及其配偶者の直系卑族及其配偶者は一、六三三人にして世帯主一人に就き約〇人八分の割合なり、内男は八一七人女は八一六人にして男女略々同數なり、而して世帯主の傍系者及其配偶者は三七人又其他の家族は一人にして孰れも其數少なし、之を世帯人員總數に對する割合を觀るに世帯主は三五・八%世帯主の配偶者は三一・八%世帯主及其配偶者の直系卑族及其配偶者は三〇・六%にして世帯主及其配偶者の直系尊族は〇・九%世帯主及其配偶者の傍系者は〇・七%其他の家

族は〇・二%なり、之に依つて之を觀れば木賃宿に於ける家族同伴者は世帯主と其配偶者と子女の三者のみにして各其割合は略々相等しく且此三者のみにて殆んど世帯の全部即ち九割九分を占め、其他のものは僅かに一分に過ぎざるを知る。

更に地區別に各割合の特殊なるものに就き少しく觀察するに直系尊族傍系者及其他は孰れも其數少なきを以て之を除外し、世帯主、其の配偶者及直系卑族の三者に就き觀るに世帯主の割合の多きは淺草町の四一・六%南千住町の四〇・〇%にして其少なきは新廣尾町の三〇・二%品川町の三二・〇%なり、之に反し直系卑族は淺草町一八・一%南千住町二一・四%にして其割合少なく新廣尾町は四一・三%品川町は四〇・四%にして其割合多し、又世帯主の配偶者は淺草町三七・六%南千住町三八・六%にして兩地區とも其多きものに屬し新廣尾町は二五・八%品川町は二六・七%にして孰れも其少なきものに屬す、之を要するに世帯主及其配偶者の多き淺草町、南千住町は直系卑族少なく直系卑族の割合多き新廣尾町、品川町は世帯主及其配偶者の割合少なし、是れ相互の割合なれば一方が多ければ他方が少なきは當然にして即ち此事實は新廣尾町及品川町に子女多き家族同伴止宿者多數にして淺草町及南千住町に子女少なき短期泊り込客の多きを語るものなり、參照の爲め之を表示すれば左の如し。

第五三表 世帯に於ける地位に依り分ちたる木賃宿泊家族同伴者——實數

地 區	家 族				
	世帯主 (一)世帯主の 配偶者	世帯主及其 直系卑族 (二)配偶者 直系卑族	世帯主及其 直系卑族 (三)配偶者 直系卑族	世帯主の 傍系者及 其配偶者 (四)	其 他 (五)
富川町	三六	三七	八	四〇	五
花 町	三六	三三	五	二八	五
淺草町	二五	二四	一〇	一七	七
小梅樂平町	二〇	二〇	二	一六	四
永住町	九	九	三	九	四
旭 町	三	一七	七	三三	八
新廣尾町	三	一〇	八	一〇	三
計	一七三	一五七	三三	一四九	三
品川町	二〇	三	二	一三	一
南千住町	元	七	一	一五	一
計	二一	一〇	二	一四	一
合 計	一九〇	一六四	四五	一六三	七

第五四表 世帯に於ける地位に依り分ちたる木賃宿泊家族同伴者——比例

地 區	家 族				
	世帯主 (一)世帯主の 配偶者	世帯主及其 直系卑族 (二)配偶者 直系卑族	世帯主及其 直系卑族 (三)配偶者 直系卑族	世帯主の 傍系者及 其配偶者 (四)	其 他 (五)
富川町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
花 町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
淺草町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
小梅樂平町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
永住町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
旭 町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
新廣尾町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
計	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
品川町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
南千住町	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
計	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四
合 計	三二	二二八	〇・七	三六	〇・四

花	町	三・八	三・三	三・三	〇・五	六・九	〇・五	一	三・三
浅	草	町	四・六	三・六	一・四	八・一	一・〇	〇・三	五・四
小	梅	平	町	三・五	四・九	三・五	〇・五	〇・三	三・五
永	住	町	三・三	三・〇	一・一	三・〇	一・六	一	三・七
旭	町	三・八	三・五	一・一	三・七	一・三	〇・六	一	三・二
新	廣	尼	町	三・〇	三・八	四・三	〇・八	一	三・八
計			三・〇	三・〇	一・九	四・三	〇・八	一	三・八
品	川	町	三・〇	三・七	〇・六	四・四	〇・三	一	三・〇
南	千	住	町	三・〇	三・六	二・四	一	一	三・〇
計			三・三	三・七	〇・五	三・二	〇・三	一	三・七
合	計		三・八	三・八	〇・九	三・六	〇・七	〇・二	三・二

第三、戸主との續柄

一、最初の東京當時に於ける地方出生者の戸主との續柄 戸主との續柄に關しては地方出生者は最初の東京當時に於ける續柄又東京出生者は調査當時に於ける續柄を調査せり、たゞ該調査の結果が充分正確を得たるものなりや疑なき能はざるも暫く統計に就き概略を叙せんに、先づ地方出生者の最初の東京當時に於ける戸主との續柄を見るに、單身者(六、九八一人)は戸主は三割三分兒女は五割二分(長男一割八分兄弟姉妹一割四分)其他約一分の割合にして、家族同伴者の世帯主及其配偶者(二、七〇二

人)は戸主及妻は四割三分兒女は四割(長男約一割八分兄弟姉妹一割三分)其他約四分の割合なり、即ち單身者と家族同伴者の世帯主及其配偶者の兩者を對比するに、戸主及妻は單身者より家族同伴者に於ける割合大なるを又兒女は單身者に於ける割合大なるを示し、其他の割合は兩者大差なし、之を表示すれば左の如し。

第五五表 地方出生者の最初の東京當時に於ける戸主との續柄 實數

戸主との續柄		戸主		妻		親		長男		次男以下		孫		兄弟姉妹		其他		計	
單身者		計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	計	女
計	二、七〇二	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一	一、三〇一	一、四〇一
世帯主	一、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
配偶者	一、七〇二	一、三〇一	一、四〇一	一、七〇二	一、三〇一	一、七〇二	一、三〇一	一、七〇二	一、三〇一	一、七〇二	一、三〇一	一、七〇二	一、三〇一	一、七〇二	一、三〇一	一、七〇二	一、三〇一	一、七〇二	一、三〇一
計	二、七〇二	一、三〇一	一、四〇一	二、七〇二	一、三〇一	二、七〇二	一、三〇一	二、七〇二	一、三〇一	二、七〇二	一、三〇一	二、七〇二	一、三〇一	二、七〇二	一、三〇一	二、七〇二	一、三〇一	二、七〇二	一、三〇一

第五六表 地方出生者の最初の東京當時に於ける戸主との續柄——比例

戸主との續柄		戸主		妻		親		長男		次男以下		孫		兄弟姉妹		其他		計
單身者	計	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
計	100.0	35.5	35.5	0.1	0.1	17.5	17.5	16.1	16.1	0.1	0.1	3.9	3.9	0.8	0.8	100.0		
單身者	100.0	85.5	85.5	0.1	0.1	20.8	20.8	17.5	17.5	3.9	3.9	0.1	0.1	3.1	3.1	100.0		
世帯主	100.0	50.8	50.8	0.1	0.1	0.1	0.1	33.4	33.4	3.2	3.2	0.1	0.1	0.9	0.9	100.0		
配偶者	100.0	50.5	50.5	0.1	0.1	33.0	33.0	23.7	23.7	3.8	3.8	0.1	0.1	0.7	0.7	100.0		
計	100.0	1.7	1.7	3.1	3.1	0.4	0.4	3.8	3.8	3.9	3.9	0.1	0.1	3.4	3.4	100.0		
家庭同伴者	100.0	1.2	1.2	3.6	3.6	0.2	0.2	2.9	2.9	3.2	3.2	0.1	0.1	3.3	3.3	100.0		
計	100.0	50.8	50.8	0.1	0.1	33.0	33.0	23.7	23.7	3.8	3.8	0.1	0.1	0.7	0.7	100.0		

二、調査當時に於ける東京出生者の戸主との續柄 東京出生者の調査當時に於ける戸主との續柄を見るに、單身者（一、四九一人）は戸主五割兒女三割七分（長男一割四分兄弟姉妹一割二分）其他は一分に満たず、又家族同伴者の世帯主及其配偶者（六四五人）は戸主及妻五割兒女三割六分兄弟姉妹一割三分其他約四分なり、即ち單身者と家族同伴者の世帯主及其配偶者の兩者に於ける各割合略相似たり、而

して東京出生者の單身者に戸主の多きは相當年齢に達したる社會の劣敗者の多きを語るものなり、之を表示すれば左の如し。

第五七表 東京出生者の調査當時に於ける戸主との續柄——實數

戸主との續柄		戸主		妻		親		長男		次男以下		孫		兄弟姉妹		其他		計
單身者	計	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
計	1,497	717	780	1	1	31	31	103	103	39	39	1	1	177	177	6	1,497	
家庭同伴者	645	313	332	1	1	4	4	50	50	36	36	1	1	17	17	6	645	
世帯主	508	254	254	1	1	2	2	1	1	32	32	1	1	3	3	1	508	
配偶者	505	252	253	1	1	30	30	23	23	38	38	1	1	7	7	1	505	
計	1,747	873	874	4	4	68	68	157	157	110	110	4	4	237	237	19	1,747	

第五八表 東京出生者の調査當時に於ける戸主との續柄——比例